

令和2年度若手芸術家育成プロジェクト事業募集要領

(趣旨)

アーティストの活発な創作活動への支援と、一般県民に開かれた文化芸術活動の促進を図るために、山口県出身若しくは山口県在住のアーティストが秋吉台国際芸術村（以下「芸術村」という。）で行う舞台公演、展示発表及び滞在制作に対して支援する事業です。

(支援対象者)

アート又は芸術の創作活動に取り組んでいる山口県出身者若しくは山口県在住者で、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 芸術系教育機関に在籍若しくは在籍したことのある者
- (2) 文化芸術に触れる機会を県民に提供する意思のある者
- (3) アーティストとしての活動実績のある者

(支援対象となる事業)

令和2年7月1日から令和3年3月31日の間に予定される事業。ただし、次の事業を除きます。

- (1) 営利を目的とすると認められるもの
- (2) 宗教的、政治的な意図があると認められるもの
- (3) 公益財団法人山口きらめき財団から、支援事業の助成金が交付されるもの

(支援の内容)

原則として、次の各号の費用について予算の範囲内で支援します。

- (1) 芸術村の施設利用料（宿泊棟含む）、器具利用料（附帯設備を含む）
- (2) 舞台公演に係る印刷費及びピアノ調律費
- (3) 滞在制作及び展示発表に係る、制作費

(応募方法)

次の書類を作成し、芸術村に提出してください。

- ①申請書（別記第1号様式）
- ②履歴書
- ③事業計画書（別記第2号様式）
- ④実績を証する資料
- ⑤その他芸術村の村長が必要と認める書類

(募集期間)

令和2年6月1日から同年7月31日まで（ただし、応募状況により締め切りが変更になる場合があります。）

(支援の決定)

芸術村で採否を決定し、申請者に通知します。

審査に当たっては、経歴、計画の内容（芸術村の特色を生かした演出、プログラムのオリジナリティ）、過去の支援状況等を考慮します。また、書類提出の際は記入不備がないようお願いいたします。

なお、採否の理由に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

(決定後の変更、中止)

決定後に計画の大幅な変更があった場合や事業を中止する場合は、それぞれ事業計画変更承認申請書若しくは事業中止（廃止）申請書を提出し、芸術村の村長の承認を得てください。

(事業の報告)

事業を完了したときは、事業完了の日から30日以内に実績報告書を提出してください。（支出を証明する書類の提出は特にありませんが、芸術村が提出を求める場合がありますので保管をお願いします。）

(支援決定の取り消し等)

次の各号のいずれかに該当するときは、支援決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) この要領に違反したとき
- (2) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき

(注意事項)

- ・ 支援の内容以外の費用は、アーティスト各自の負担となります。
- ・ スタッフ及び委託業者による事業実施に係る写真や映像の撮影、マスコミ各社からの取材に、協力をお願いします。
- ・ 舞台進行、作品の展示（期間中の作品のメンテナンスを含む。）及び撤収作業は、原則としてアーティスト自身で行ってください。
- ・ 舞台公演、展示発表及び滞在制作の実施期間中の保険等については、アーティスト自身で加入をお願いします。
- ・ 印刷物を作成される場合は、必ず「秋吉台国際芸術村 若手芸術家育成プロジェクト」の記載をお願いします。